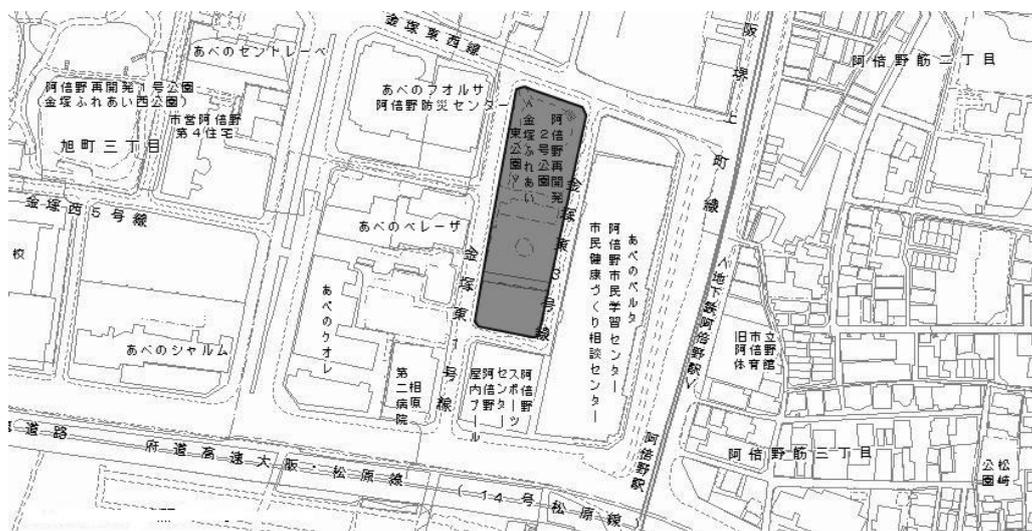


19-25 金塚ふれあい東公園



(ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課)

大阪市告示第377号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) マックスバリュ千鳥橋駅前店
 大阪市此花区四貫島1丁目61番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 藤原 崇起
 大阪市福島区海老江1丁目1番24号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
 株式会社光洋 代表取締役 豊田 靖彦
 大阪市西区北堀江3丁目12番23号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成24年11月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,215㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の収容台数
43台
- ② 駐輪場の収容台数
70台（うち原付7台）
- ③ 荷さばき施設の面積
68.5㎡
- ④ 廃棄物等の保管施設の容量
27.1㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社光洋	午前7時	午後11時	

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時50分から午後11時10分まで
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成24年3月21日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

- ① 大阪市経済局産業振興部産業振興課
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
- ② 此花区市民協働課
大阪市此花区春日出北1丁目8番4号 大阪市此花区役所3階

(2) 期間

平成24年3月30日(金)から同年7月30日(月)まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年7月30日(月)

(2) 提出先

上記3(1)①及び②に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第378号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

施設名	受託者	委託事務内容
大阪市設 泉南メモリアルパーク	財団法人 大阪市環境事業協会 理事長 柴崎 克治	使用料及び手数料の徴収に関する事務
大阪市設瓜破霊園		
大阪市設服部霊園		
大阪市設北霊園		
大阪市設南霊園		
大阪市設住吉霊園		
大阪市設千躰霊園		
大阪市設平野霊園		
大阪市設松原霊園		
大阪市設加美霊園		
大阪市立服部納骨堂		
大阪市立 環境学習センター	大阪ガスビジネス クリエイト株式会社 代表取締役社長 河瀬 隆	使用料の徴収に関する事務

委託事務	受託者	委託事務内容
低公害貨物自動車リース事業 リース料金徴収事務	大阪ガスファイナンス株式会社 代表取締役 長澤 裕	賃貸料の徴収に関する事務

（環境局総務部総務課）

大阪市告示第379号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を平成24年4月1日から平成24年7月31日までの間、次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

委 託 事 務	受 託 者	委 託 事 務 内 容
粗大ごみ処理手数料収納事務	郵便局株式会社 代表取締役会長 古川 洽次	手数料の収納に関する事務

(環境局事業部事業管理課)



大阪市告示第380号

大阪市循環型社会形成推進条例（平成23年大阪市条例第53号）第11条の規定に基づき、循環的利用推進物を次のとおり指定する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

指定する循環的利用推進物	指定期日
アルミ缶・スチール缶	平成24年4月1日
ペットボトル	平成24年4月1日
資源化可能な古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、OA紙等）	平成24年4月1日

(環境局総務部企画課)



大阪市告示第381号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第22号）第14条の規定に基づき、平成24年度大阪市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

平成24年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画

市民の衛生的で快適な生活環境を保持するため「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、限りある天然資源の循環利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型都市」の構築をめざし、市民・事業者とともに積極的なごみ減量リサイクルの取組を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき本計画を定める。

ごみ等

1. 計画地域
大阪市全域
2. 計画期間
平成24年4月1日～平成25年3月31日

3. 計画量

(1) ごみ

(単位：t/年)

種別	計画量
家庭系ごみ(主として家庭から排出されるごみ)	466,350
事業系ごみ(主として事業活動に伴って排出されるごみ)	671,014
環境系ごみ(環境美化清掃等により収集されるごみ)	8,757
総量	1,146,121

資源リサイクル事業(紙パックの拠点回収等)による回収量及び事業者等による処理量は除く。

(2) 犬・猫等の死体及び胞衣汚物

(単位：件/年)

種別	計画量
犬・猫等の死体	26,000
胞衣汚物	13,000

4. 処理主体

(1) ごみ

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市(直営・委託)	市(直営・委託)	市(委託)
事業系ごみ	市長が許可した業者・排出者自ら・市(直営)		
環境系ごみ	市(直営・委託)		

排出者の意向により、市(直営)が事業活動に伴って排出されるごみを、また、市長が許可した業者(以下、「許可業者」という)が家庭から排出されるごみを収集運搬することがある。

事業者等による処理を除く。

(2) 犬・猫等の死体及び胞衣汚物

種別	収集運搬	処理及び処分
犬・猫等の死体	市(直営)	市(直営)
胞衣汚物		

5. 処理計画

(1) 3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進

環境教育・普及啓発の推進

ア. 環境教育の推進

A. 学校教育に「おおさか環境科」を創設し、小中一貫した内容で、NPOや企業とも連携してごみ減量、生物多様性、地球温暖化、都市環境保全など実践的・根幹的な環境教育を進めるとともに、ごみ収集にかかる体験学習を実施するなど、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努める。

- B. 小学生を対象に環境問題についての作文・絵画を募集し、優秀作品については表彰を行う。また、「親子で学ぼうエコツアー」を開催し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努める。
- C. 焼却工場等の環境局施設において、学校、振興町会、各種団体等の施設見学を積極的に受入れ、ごみ処理事業への理解と協力を促すよう努める。
- D. 地域における環境教育を推進するため、環境局職員や専門知識のある講師による学習会の開催など、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。
- イ. 普及啓発の推進
- A. 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下、「ごみゼロリーダー」という）と環境事業センターとの密接な連携のもと、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセール企画・開催等を行うほか、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・リサイクルの取組を推進する。また、ごみ分別等に関する啓発映像媒体を活用し、ごみゼロリーダーが中心となって地域で自主勉強会を開催することにより、市民の主体的なごみ減量行動を促進する。
- B. 環境事業センターが主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて、情報提供やマタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示・提供、分別排出に対する市民意識の向上と分別ルール徹底をはかるための啓発指導など、地域の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施する。
- 【回収量：29 t】
- C. 広報媒体（ビデオ・DVD等）の貸し出しや印刷媒体（ごみの出し方のパンフレット等）の配布、ごみ収集車両広報板の活用等を通じ、「ごみ・環境問題」等についての意識啓発に努める。また、ホームページを活用した情報発信や普及啓発の充実に努める。
- D. ごみ減量に関する講演会や見学会の開催、「レジ袋削減協定」の締結等、市民・事業者等の参加により、ごみの減量やリサイクルを身近な取組として働きかける様々な施策を展開する。
- E. 「ごみ減量強化月間」を設定するほか、区民まつり等に参加するなど、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。
- ウ. 啓発施設等の活用
- A. 「大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）」では、参加体験型の環境学習の拠点施設として、環境情報の提供や学習の機会を提供するとともに、市民や事業者の取組のリーダーとなる人材の育成に努める。

B. 環境関連産業の育成・振興をはかるため、「大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）」において関連製品の展示・紹介等を行い、潜在的なニーズを掘り起こし、関連する中小企業の育成・振興に寄与するよう努める。

② 焼却工場搬入ごみの適正化

焼却工場に搬入される産業廃棄物は適正処理ルートへ誘導する。

③ 排出状況の調査

「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況等を検証するため、ごみ組成や排出状況等の基礎調査を実施する。

④ 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行う。

⑤ 市役所におけるごみ減量の推進

事業者でもある本市の関連施設においても、より一層ごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに努める。

⑥ 「食品リサイクル法」の普及啓発

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促す。

魚あらについては、民間施設で資源化に努める。

⑦ 事業者団体等との協働・連携

事業者には製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみの減量・リサイクルを促進し、再使用・再生利用しやすい製品づくりを促すとともに、事業者団体等との連携・協働に努める。

また、全国都市清掃会議等を通じ、国に対し「拡大生産者責任」の確立を求める。

(2) 連携と協働の推進

① 家庭系ごみの減量等推進

ア. ごみゼロリーダーとの連携（再掲）

イ. 環境事業センターにおける取組（再掲）

なお、マタニティウェア・ベビー服・子ども服は、電話申込みにより職員が家庭まで引き取りに伺う。

ウ. ごみ減量に関する講演会や見学会の開催、「レジ袋削減協定」の締結（再掲）

エ. 資源ごみ・容器包装プラスチックの分別排出を促進するとともに分別収集の徹底に努める。

許可業者が収集しているアパート・マンションについても、分別排出の促進を図るため、アパート・マンションの所有者・管理者に対して居住者への分別排出の徹底を促すとともに、引き続き「中身の見えるごみ

袋」での排出を遵守するよう周知徹底を図る。また、許可業者に対しては、分別排出されているアパート・マンションを確実に分別収集するよう指導徹底を図るとともに、分別収集体制を確立するよう要請する。

オ. 資源集団回収活動の活性化を図る観点から、各戸回収方式による集団回収に対応できる再生資源業者を大阪市のホームページにて掲載し、資源集団回収活動の取組を促進する等、紙ごみ等のリサイクルをさらに推進する。また、資源集団回収活動に功績のあった団体の表彰を実施する。

【資源化量：38,692 t】

カ. 市民が排出する紙パック・使用済み乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジについて拠点での回収を実施する。

また、拠点回収場所や自主的に紙パック・トレイ等を回収している店舗を掲載したリサイクルマップの充実を図る。 【資源化量：288 t】

キ. 市民・事業者の自主的なごみ減量・リサイクルの取組を促進するとともに、取組にあたっては、様々なNPOとも連携・協働を図る。

ク. 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障害のある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ごみの持ち出しサービス(ふれあい収集)を実施する。

なお、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、返事がない、ごみが出されていないという場合には、環境事業センターから、あらかじめ登録した連絡先に通報するサービスも実施する。

ケ. ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど、日常業務の中で市民の安全確保に向けた取組を実施する。

② 事業系ごみの減量推進

ア. 特定建築物の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入調査の実施や講習会の開催等を行う。

また、廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続して贈呈された特定建築物を対象に表彰(市長表彰・環境局長表彰)を実施する。

[対象となる特定建築物]

- A. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物
- B. 事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000㎡以上の建物
- C. 製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000㎡以上の建物
- D. 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗

E. その他、市長が特に必要と認める建物

イ. 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を求めるとともに、水際での対策として焼却工場における展開検査を実施し、搬入不適物が発見されれば収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じてごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。

ウ. ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。

また、業種ごとの具体的なごみ減量の取組方法とその普及啓発について検討する。

エ. 袋により排出される事業系ごみについては、「中身の見えるごみ袋」を使用する。

オ. ごみ減量に関する講演会の開催、「レジ袋削減協定」の締結（再掲）

カ. 本市関連施設におけるごみ減量の推進（再掲）

③ まちの美化推進

ア. 「ノーポイモデルゾーン」内で実施している「まち美化パートナー」に支援を行う。また、市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰の実施等で、ボランティア団体の定着と活性化を図るとともに、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、清掃用具交付制度の周知等、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を要請する。

イ. 市民・事業者・行政の協働によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を開催し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者へ清掃の協力を要請する。

ウ. 幹線道路の車道や植樹帯、ターミナル等の散乱ごみの清掃を計画的に実施する。

また、街頭ごみ容器について、配置の適正化を図りながら維持管理を行う。

さらに、ごみの不法投棄を未然に防止するためのパトロールを実施するとともに、不法投棄ごみを迅速に処理する。

なお、本市では、自動販売機で飲料を販売する事業者に対し、回収容器の設置及びその適正管理を「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」で義務付けている。

エ. 快適な水環境を維持するため、市内の河川の水面清掃を行う。

④ 路上喫煙対策

路上喫煙を防止し、喫煙マナー・モラルの向上を図るため、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例（路上喫煙防止条例）」に基づき、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺の「路上喫煙禁止地区」において、違反者への過料（1,000円）徴収を実施するとともに、全市的な取組として、市民・事業

者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」の拡充を図る。

(3) 環境への配慮

- ① ごみ減量・リサイクルの推進、廃棄物処理事業の実施にあたっては、環境に十分配慮し、環境負荷の低減に努める。
- ② 構築済みの環境マネジメントシステムを適正に運用する。
- ③ 焼却工場の余熱エネルギーを有効利用し、工場外への蒸気供給、送電を実施する。
- ④ ごみ収集車両にハイブリッド車を使用するなど、低公害化に努める。

(4) 適正処理の推進

ごみを適正に処理処分するための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努める。

(5) 調査・研究

生ごみのリサイクルや有効利用を促進するため、建設局下水処理場の既設の消化槽に生ごみを投入してバイオガスを発生させる実験を行う。

(6) 収集運搬計画

① 収集量及び収集運搬方法等

ア. ごみ

(単位：t／年)

種別		収集量	収集運搬方法及び回数
家庭系ごみ	普通ごみ 注1	404,600 (4,500)	市が週2回収集運搬する。
	資源ごみ	27,300	市が週1回収集運搬する。
	容器包装プラスチック	22,800	市が週1回収集運搬する。
	粗大ごみ	11,600	申出により、市が計画的に収集運搬する。
	小物金属類	50	申出により、市が計画的に収集運搬する。
小計 (A)		466,350	
事業系ごみ	業者ごみ	649,754 注2	許可業者が収集運搬する。
	資源ごみ 注3	766	許可業者が収集運搬する。
	容器包装プラスチック 注3	14	許可業者が収集運搬する。
	持込ごみ	17,700	排出者自らが市長の指定した場所へ搬入する。
	臨時ごみ	2,780	申出により、市がその都度収集運搬する。
小計 (B)		671,014	
環境系ごみ	道路清掃ごみ	1,800	市が一定の計画に基づき収集運搬する。
	不法投棄ごみ 注4	6,608	

河川清掃ごみ	349
小計 (C)	8,757
計 [総収集量 (A+B+C)]	1,146,121

注1：街頭容器ごみを含む。()は、管路輸送によるごみ量で内数。

注2：生ごみのバイオガス化実験に活用する生ごみ量を含む。

注3：許可業者が収集運搬するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

注4：市民協力によるボランティア清掃ごみを含む。

イ. 犬・猫等の死体及び胞衣汚物

(単位：件/年)

種別	収集件数	収集運搬方法及び回数
犬・猫等の死体	26,000	申出又は通報により、市がその都度収集運搬する。
胞衣汚物	13,000	申出により、市がその都度収集運搬する。

※ 大阪府犬管理指導所から排出される処分犬並びに実験動物は、許可業者〔動物(実験動物及び犬等)の死体及びふん・マットに限定〕が収集運搬する。

② 市が計画収集するごみ及び排出方法

ア. 普通ごみ

普通ごみとして収集するものは、台所ごみ、せともの等のほか、最大の辺又は径が30cm以内のものあるいは棒状で1m以内の分別収集対象品目以外のごみとする。

排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用する。

なお、福島区、此花区、西淀川区において、アイロン、電話機、オーブントースター等の小型電気製品や傘等の金属混合物は、小物金属類として分別収集を試行実施する。

イ. 資源ごみ

資源ごみとして収集するものは、空き缶、空きびん、ペットボトル及び金属製の生活用品とする。

排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用する。

ウ. 容器包装プラスチック

容器包装プラスチックとして収集するものは、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装廃棄物とする。

排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用する。

エ. 粗大ごみ

粗大ごみとして収集するものは、最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの、家庭の引越しや、大掃除等で一時的に大量に出されるごみとする。

粗大ごみの排出にあたっては、粗大ごみ収集受付センター等に申し込みを行い、品目に応じた手数料の「粗大ごみ処理手数料券」を購入す

る。購入した「粗大ごみ処理手数料券」に受付番号又は氏名を記入し、品目ごとに貼り付けて指定された収集日に排出する。

ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用する。

なお、北区、都島区、旭区、城東区、鶴見区において、収集運搬業務の民間委託を実施する。

また、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定めるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の法対象品目は、粗大ごみ収集対象品目から除外する。また、家庭で使用済みとなったパーソナルコンピュータ（ディスプレイを含む）については、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すよう市民に普及啓発を行う。

オ. 小物金属類

福島区、此花区、西淀川区において、分別収集を試行実施する。

小物金属類として収集するものは、最大の辺又は径が30cm以内のものあるいは棒状で1 m以内のものうち、アイロン、電話機、オーブントースター等の小型電気製品や傘等の金属混合物とする。

小物金属類の排出にあたっては、粗大ごみ収集受付センター等に申し込みを行い、指定された収集日に排出する。

ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用する。

また、あわせて希少金属（レアメタル）の回収が有効と思われる廃小型家電品の排出状況についても調査する。

カ. 臨時ごみ

臨時ごみとして収集するものは、事業所から一時的に多量排出される一般廃棄物とする。

ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用する。

キ. 管路輸送（空気輸送）ごみ

所定の方法による。

③ 許可業者による収集運搬

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条の規定により市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬並びに一部の家庭系ごみの収集運搬を行う。

④ 環境美化清掃

ア. 道路清掃

A. 主要幹線道路の車道は、汚れ度合により、市（委託）が路面清掃車等による機械清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃距離
御堂筋本線	週2回	4km
主要幹線道路	週1回	92km
	1回／2週	558km

	月 1 回	220km
合計		874km

B. 歩道植樹帯及び分離帯は、市（委託）が除草し清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃範囲
歩道植樹帯等	年12回	437,900㎡
分 離 帯	年12回	188,100㎡
合計		626,000㎡

C. 歩道橋及び橋の歩道等の市民協力の困難な場所は、市（直営）が手掃きによる清掃を行う。

D. 散乱ごみは、市（直営）が環境整備業務の一環としてパトロールを行いながら、随時清掃を実施する。

イ. 街頭容器ごみの収集

市が必要と認める場所に街頭ごみ容器を設置、市（直営）がこれらを維持管理し、収集する。

ウ. 不法投棄ごみの処理

市（直営又は委託）が必要に応じて処理を行うとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみの処理を行う。

また、道路上で死んでいる犬や猫等の死体を収集し適正に処理する。

エ. 不法投棄防止対策

A. 市（直営）が市内を巡回し、不法投棄ごみを発見次第収集する。

B. 不法投棄防止看板の設置、地元市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努める。また、土地管理者に対し管理義務を履行するよう指導する。

さらに、あいりん地域における不法投棄の防止策として、不法投棄が特にひどい状況にある場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、あいりん地域における環境改善に取り組む。

C. 市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行う。

オ. 河川の水面清掃

市が管理する3河川の水面清掃業務について、民間委託により実施する。

大阪市管理3河川	道頓堀川・東横堀川・城北川
----------	---------------

⑤ 胞衣等

病院等から排出される胞衣等や、ペットとして飼われている犬や猫等の死体を収集し適正に処理する。

なお、実験動物等は許可業者が収集し民間施設で処理する。

(7) 中間処理計画

① 焼却処理

3Rを推進したうえで、なおかつ排出されるごみについて、可燃性ごみは市（直営）が全量焼却し、粗大ごみ、小物金属類等は破砕処理後、金属

回収を行うとともに、残渣については市（直営）が焼却処理する。
 資源ごみ及び容器包装プラスチックについては、選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については市（直営）が焼却処理する。
 また、犬・猫等の死体及び胞衣汚物は、市（直営）が焼却処理する。
 なお、八尾市の区域内で生じる可燃性ごみについては、「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」に基づき、八尾工場で市（直営）が焼却処理する。

資源化

ア．破碎処理

粗大ごみ、小物金属類等は破碎処理後の金属を回収し資源化を行う。

イ．資源ごみ中継地

- A．資源ごみ中継地に搬入した資源ごみを、民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化業者に引き渡すことにより資源化を行う。
- B．許可業者が収集するアパート・マンションから排出された資源ごみについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し資源化を民間リサイクル事業者へ委託する。

ウ．容器包装プラスチック中継施設

- A．容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチックを、民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行う。
- B．許可業者が収集するアパート・マンションから排出された容器包装プラスチックについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し資源化を民間リサイクル事業者へ委託する。

中間処理の内訳及び処理量

ア．ごみ

A．焼却工場への搬入

（単位：t / 年）

種別	搬入者	直接搬入量	破碎・選別・中継等からの搬入量	計
家庭系ごみ	市（直営・委託）	413,100	10,983	424,083
事業系ごみ	許可業者・排出者・市（直営）	662,953	7,089	670,042
環境系ごみ	市（直営・委託）	8,162	595	8,757
計		1,084,215	18,667	1,102,882
焼却残渣量（八尾市分等含む）		223,300		

八尾市等のごみ焼却量（115,198 t / 年）は除く。

B．破碎施設への搬入

（単位：t / 年）

種別	搬入者	搬入量	資源化量	焼却量
家庭系ごみ	市（直営・委託）・ 許可業者・排出者	10,661	1,680	8,981
事業系ごみ				
環境系ごみ				

C. 資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設等への搬入

（単位：t / 年）

種別	搬入者	搬入量	資源化量	焼却量
家庭系ごみ	市（直営）・許可業 者	51,245	41,559	9,686
事業系ごみ				

資源化量の内訳（資源ごみ20,710 t / 年・容器包装プラスチック20,520 t / 年・生ごみのバイオガス化実験329 t / 年）

イ. 犬・猫等の死体及び胞衣汚物

（単位：件 / 年）

種別	搬入者	処理場搬入量
犬・猫等の死体	市（直営）	26,000
胞衣汚物		13,000

(8) 最終処分計画

最終処分の方法

焼却残滓^{サイ}は、市（委託）が搬入・埋立処分する。

埋立処分総量

（単位：t / 年）

種別		埋立量
ごみ埋立処分総量（焼却残滓 ^{サイ} 量）		223,300
内 訳	北港処分地南地区（夢洲）埋立量	197,700
	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	25,600

北港処分地（夢洲）廃棄物等埋立計画

（単位：t / 年）

種別	埋立量
一般廃棄物	197,700
下水汚泥等	10,700
覆土	79,100
埋立総量	287,500

土木用材として活用する東淀工場分級灰を含む。

北港処分地の延命化対策

北港処分地（夢洲）の延命化を図るため、平成12年度末をもって不燃物の直接埋立を終了し、現在では焼却残滓^{サイ}等に限定した受入を行っているが、引き続き、焼却残滓^{サイ}の一部について大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託することにより更なる延命化を図る。

⑤ 新たな最終処分地の確保

北港処分地（夢洲）以降の最終処分地の確保に向け、大阪湾フェニックス計画の円滑な推進が図れるよう関係先に働きかけるなど取組を進める。

(9) 適正処理対策

- ① 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進（焼却工場における産業廃棄物等の混入排除）及び許可業者に対する適正処理指導
排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理（焼却工場における産業廃棄物等の混入排除）を推進する。（再掲）

また、排出事業者に対し、袋により排出されるごみについて「中身の見えるごみ袋」での排出を遵守するよう、周知徹底を図るとともに、許可業者に対して、条例・規則及び搬入基準等の遵守を指導する。

② 排出禁止物の指定

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第18条第1項に規定する排出禁止物について、適正な処理を行うよう指導する。

③ 適正処理困難物対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物について、適正処理の促進をはかるよう関係業界との協議や国への要望を行う。

④ 医療系廃棄物の取扱い

在宅医療に伴う注射器等については、耐貫通性のある容器に入れ治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行う。

⑤ 特別管理一般廃棄物

ア．感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行う。

イ．「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第1条第1号に掲げるものに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は事業者責任で行う。

ウ．「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設から生じるばいじんの処理は市が行う。

⑥ 市域外ごみ対策

本市に処理責任のない市域外ごみについては、処理施設における展開検査や排出源調査を実施することにより適正搬入対策を継続する。

⑦ 実験動物廃棄物に関する適正な処理の指導

実験動物の死体等（ふん・マットを含む。）の廃棄物について、事業者及び許可業者に対し、適正な処理を行うよう指導する。

6. 施設一覧

(1) 環境事業センター

名称	担当行政区	所在地
北部環境事業センター	北区・都島区	北区同心2-8-14
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南1-3-40

(2) 焼却工場

名称	規模 t/24h (処理能力)	余熱利用 〔 () は許可最大出力 〕	竣工年度	所在地
森之宮工場	900 (720)	・蒸気：中浜下水処理場、 森之宮車輛検査所、都市再 生機構森之宮第2市街地住 宅等へ供給	昭和43	城東区森之宮 1-6-11
大正工場	600 (520)	・発電(3,000kW)：大正 破碎施設へ送電、電力会社 へ売却	昭和55	大正区南恩加島 1-11-24
住之江工場	600 (520)	・発電(11,000kW)：住之 江下水処理場・南部環境事 業センターへ送電、電力会 社へ売却	昭和63	住之江区北加賀屋 4-1-26
鶴見工場	600 (600)	・発電(12,000kW)：城北 環境事業センターへ送電、 電力会社へ売却	平成元	鶴見区焼野 2-11-5
西淀工場	600 (600)	・蒸気：エルモ西淀川、西 淀川特別養護老人ホームへ 供給 ・発電(14,500kW)：エル モ西淀川、西北環境事業セ ンターへ送電、電力会社へ 売却	平成6	西淀川区大和田 2-5-68
八尾工場	600 (600)	・蒸気：八尾市立屋内プー ルへ供給 ・発電(14,500kW)：八尾	平成6	八尾市上尾町 7-1

		市立衛生処理場へ送電、電力会社へ売却		
舞洲工場	900 (900)	・蒸気：舞洲スラッジセンターへ供給 ・発電(32,000kW)：電力会社へ売却	平成13	此花区北港白津 1-2-48
平野工場	900 (900)	・発電(27,400kW)：リフレウリわり、東南環境事業センターへ送電、電力会社へ売却	平成14	平野区瓜破南 1-3-14
東淀工場	400 (400)	・発電(10,000kW)：電力会社へ売却	平成21	東淀川区南江口 3-16-6

ダイオキシン類削減対策としてCO(一酸化炭素)濃度低減運転による維持管理を実施しており、森之宮・大正・住之江工場については、処理能力が公称能力を下回っている。

森之宮工場については、平成25年1月に停止する。

八尾工場の規模・処理能力については、八尾市との行政協定に基づき八尾市の区域内で生じる可燃性ごみの処理量(日量250t)を含む。

リフレウリわりについては、一時閉館中(平成24年1月現在)

(3) 破碎施設(設備)

破碎処理後、回収した金属の売却を行い資源化を図る。

名称	規模	竣工年度	所在地
大正工場破碎施設	回転式140t/5h せん断式50t/5h	昭和62	大正区南恩加島 1-11-24
舞洲工場破碎設備	回転式120t/5h 低速回転せん断式50t/5h	平成13	此花区北港白津 1-2-48

(4) 資源ごみ中継地

名称	竣工年度	所在地
東北方面中継地	平成13	大阪市東淀川区南江口3-16-6 環境局東淀工場敷地内
鶴見中継地	平成6	大阪市鶴見区焼野2-11-5 環境局鶴見工場敷地内
西北方面中継地	平成6	大阪市西淀川区大和田2-5-66 環境局西淀工場敷地内
西南方面中継地	平成6	大阪市大正区南恩加島1-11-24 環境局大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6	大阪市平野区瓜破南1-3-40 環境局平野工場敷地内

(5) 容器包装プラスチック中継施設

名称	竣工年度	所在地
舞洲中継施設	平成13	大阪市此花区北港白津1-2-48 環境局舞洲工場敷地内
西淀中継施設	平成15	大阪市西淀川区大和田2-5-66 環境局西淀工場敷地内
東淀中継施設	平成22	大阪市東淀川区南江口3-16-6 環境局東淀工場敷地内
平野中継施設	平成17	大阪市平野区瓜破南1-3-40 環境局平野工場敷地内

住之江中継施設	平成13	大阪市住之江区北加賀屋4-1-26 環境局住之江工場敷地内
鶴見中継施設	平成15	大阪市鶴見区焼野2-11-5 環境局鶴見工場敷地内

(6) 管路輸送施設

名称	所在地	設置場所	導入年度
管路輸送センター	住之江区南港中 6-2	森之宮第2市街地住宅(城東区森之宮)	昭和51
		南港ポートタウン(住之江区南港中)	昭和52

森之宮第2市街地住宅に設置している管路輸送施設については、森之宮工場停止に伴い、廃止する。

(7) 最終処分地

埋立処分場

名称	規模	埋立開始年度	位置
北港処分地南地区 (夢洲)	(埋立面積) 731,000m ² (埋立容量) 11,690,000m ³	昭和60	此花区夢洲東1丁目地先
大阪湾広域臨海 環境整備センター 大阪沖埋立処分場	(埋立面積) 950,000m ² (埋立容量) 14,000,000m ³	平成21	此花区北港緑地地先

北港処分地南地区(夢洲)の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表す。

大阪沖処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表す。

中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島2-10-100

(8) 胞衣等処理施設

名称	所在地
木津川事務所	大正区南恩加島1-11-35

(9) 啓発施設等

名称	所在地
大阪市立環境学習センター (生き生き地球館)	鶴見区緑地公園2-135
大阪環境産業振興センター (おおさかATCグリーンエコプラザ)	住之江区南港北2-1-10 ATC(アジア太平洋トレードセンター) ・ITM棟11階西側

し尿等

1. 計画地域

大阪市全域

2. 計画期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

3. し尿等の排出状況

し尿等とは、くみ取るべきし尿及びし尿浄化槽等から発生する汚泥をいう。

(単位：キロリットル/年)

種別	排出量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	260
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	1,150
浄化槽等汚泥	9,800
計	11,210

多量排出事業所とは、排出月量500リットル以上の事業所をいう。

浄化槽等汚泥には、し尿を含む建築物地下排水槽（ビルピット）清掃汚泥及びディスポーザ汚泥を含む。

4. 収集・処理主体

種別	収集運搬	処理
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	市（委託）	市（直営）
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	市長が許可した業者 （以下、「許可業者」という。）	
浄化槽等汚泥		

5. 処理計画

(1) 収集運搬

(単位：キロリットル/年)

種別	計画量	収集運搬方法及び回数
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	260	市（委託）が概ね月2回収集運搬する。
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	1,150	許可業者が必要に応じてその都度収集運搬する。
浄化槽等汚泥	9,800	
収集総量	11,210	

(2) 最終処理

方法

流注場に搬入された汚泥は、脱臭等前処理をした後、下水処理場消化槽へ圧送して処分する。

搬入処理総量

(単位：キロリットル/年)

種別	処理量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	1,410
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	
浄化槽等汚泥	9,800
計	11,210

処理施設の概要

(単位：キロリットル/日)

施設名	所在地（面積）	規模
中浜流注場	城東区中浜1丁目1番1号 中浜下水処理場内（439㎡）	80

6. 普及啓発

水洗便所普及のため、建設局と協力して、し尿収集対象家屋を戸別訪問し、パンフレット等により、し尿収集状況を説明のうえ水洗化勧奨を推進する。

(環境局総務部企画課)

大阪市告示第382号

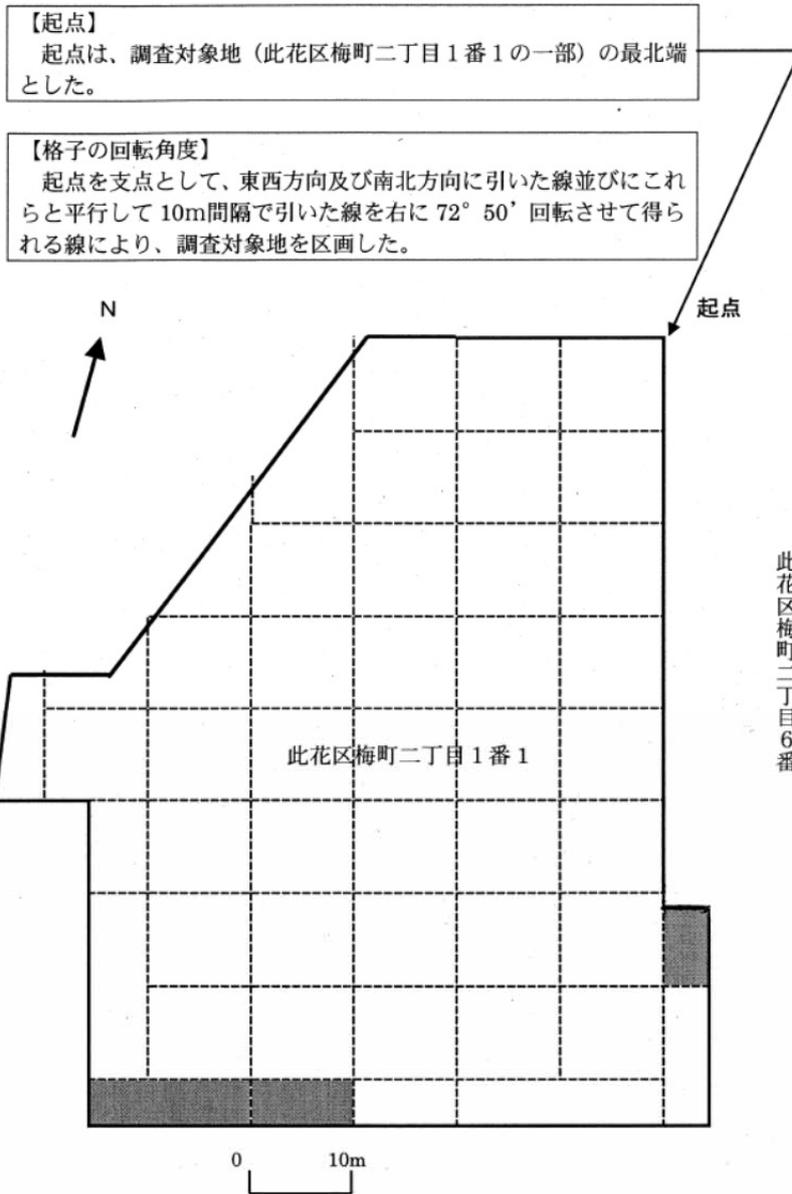
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり
(大阪市此花区梅町二丁目1番1の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別 図



- 【凡例】
-  : 調査対象地
 -  : 単位区画または統合後区画
 -  : 形質変更時要届出区域

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第383号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第28条第3項の規定により事後調査報告書の提出を受けたが、その概要

は次の1のとおりである。

条例第28条第4項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

1 事後調査報告書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 株式会社 朝日新聞社 代表取締役 秋山耿太郎
大阪市北区中之島3丁目2番4号

イ 株式会社 朝日ビルディング 代表取締役 法花 敏郎
大阪市北区中之島3丁目2番4号

(2) 対象事業の名称

大阪・中之島プロジェクト

(3) 対象事業を実施した区域

大阪市北区中之島2丁目、3丁目地内

2 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）
大阪市鶴見区緑地公園2番135号

(2) 縦覧期間

平成24年3月30日（金）から同年5月1日（火）まで

(3) 縦覧時間

ア 大阪市環境局環境管理部
日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）
月曜日を除く午前10時から午後8時30分まで（日曜日、土曜日、祝日
の場合は午後5時まで）

ただし、平成24年4月30日（月）は午前10時から午後5時まで

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第384号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、大阪市難波土地区画整理組合の解散を平成24年3月30日に認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

(都市整備局企画部住宅政策課)

大阪市告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年4月13日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (トヨタ 白色)	西淀川区柏里3丁目12番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

路 線 名	起 点 終 点
浪速区 第2012-01号線	浪速区難波中2丁目8番の4地 同 区同 2丁目118番地 (参考図参照)
浪速区 第2012-02号線	浪速区日本橋西1丁目112番地 同 区同 2丁目112番地 (参考図参照)
浪速区 第2012-03号線	浪速区日本橋5丁目111番の1地 同 区同 5丁目110番の1地 (参考図参照)

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

路線名	区間	敷地の幅員	敷地の延長
浪速区 第2012-01号線	浪速区難波中2丁目 8番の4地から 同区同2丁目 118番地まで (参考図参照)	m 12.00～ 19.11	m 206.00
浪速区 第2012-02号線	浪速区日本橋西1丁目 112番地から 同区同2丁目 112番地まで (参考図参照)	16.00～ 23.30	140.35
浪速区 第2012-03号線	浪速区日本橋5丁目 111番の1地から 同区同5丁目 110番の1地まで (参考図参照)	16.93～ 23.95	104.09

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

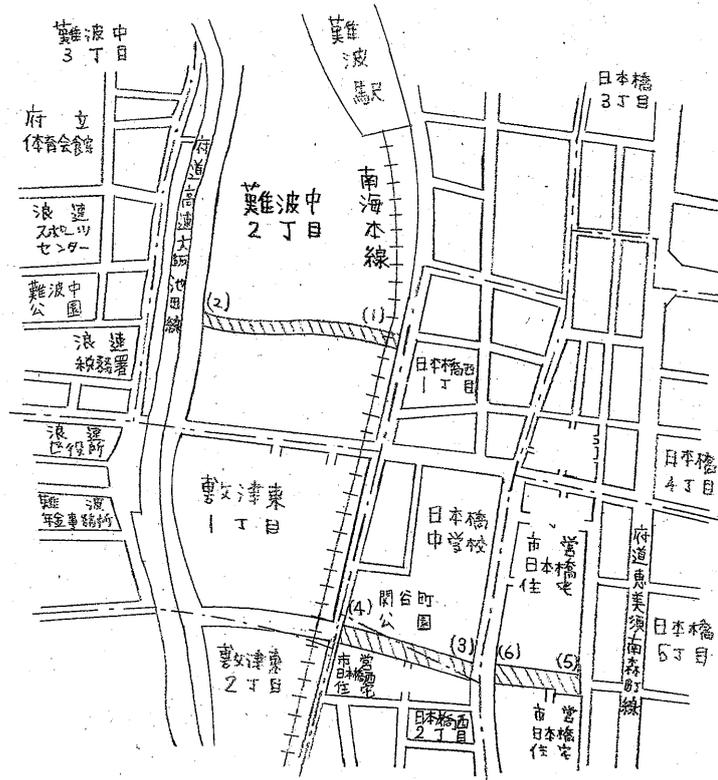
大阪市長 橋下 徹

路線名	区間	供用開始の期日
浪速区	浪速区難波中2丁目	告示の日

第2012-01号線	8番の4地から 同 区同 2丁目 118番地まで (参考図参照)	
浪速区 第2012-02号線	浪速区日本橋西1丁目 112番地から 同 区同 2丁目 112番地まで (参考図参照)	告示の日
浪速区 第2012-03号線	浪速区日本橋5丁目 111番の1地から 同 区同 5丁目 110番の1地まで (参考図参照)	告示の日

(建設局管理部管理課)

参考図 浪速区



凡例

 新たに道路となる部分

 町丁界

説明

浪速区第2012-01号線(1)(2)間

浪速区第2012-02号線(3)(4)間

浪速区第2012-03号線(5)(6)間

大阪市告示第389号

市道の路線名を次のように変更する。

平成24年 3月30日

大阪市長 橋 下 徹

旧	新
大淀区第214号線	北区第214号線
大淀区第244号線	北区第244号線

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月30日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
扇 町 中 学 東 筋 線	北区扇町2丁目 66番の2地から 同区同 2丁目	旧	m 7.21～ 12.29	m 102.50
	66番の2地まで (参考図参照)	新	12.96～ 17.22	102.50
北 区 役 所 前 通 線	北区扇町2丁目 66番の2地から 同区同 2丁目	旧	7.25～ 10.98	98.92
	66番の2地まで (参考図参照)	新	9.30～ 13.71	98.92
北 区 第 2 1 4 号 線	北区豊崎3丁目 7番の16地から 同区同 3丁目	旧	2.82～ 3.66	21.03
	7番の17地まで	新	2.89～ 4.70	21.03
北 区 第 2 4 4 号 線	北区豊崎3丁目 7番の15地から 同区同 3丁目	旧	2.58～ 2.88	21.67
		新	3.27～	21.67

		7番の15地まで		3.52	
浪速区 第9046号線	浪速区敷津東1丁目 126番地から 同区同1丁目	126番地まで (参考図参照)	旧	10.71～ 11.00	133.40
			新	14.75～ 23.48	133.40
浪速区 第9051号線	浪速区敷津東3丁目 121番地から 同区同3丁目	121番地まで (参考図参照)	旧	6.00	3.88
			新	6.00～ 11.62	3.88
浪速区 第9055号線	浪速区敷津東2丁目 118番地から 同区同2丁目	118番地まで (参考図参照)	旧	22.00～ 31.40	36.18
			新	22.00～ 37.04	36.18
阿倍野区 第1058号線	阿倍野区天王寺町北3丁目 128番の3地から 同区同3丁目	128番の3地まで (参考図参照)	旧	8.00～ 10.71	2.94
			新	8.00 ～13.65	2.94
住吉区 第1378号線	住吉区苅田9丁目 35番の6地から 同区同9丁目	35番の6地まで (参考図参照)	旧	6.72～ 9.60	5.47
			新	8.00～ 14.00	5.47
	住吉区苅田9丁目 35番の7地から 同区同9丁目	35番の7地まで (参考図参照)	旧	6.72～ 9.60	43.63
			新	8.00～ 14.00	43.63
住吉区 第1392号線	住吉区苅田9丁目 35番の7地から 同区同9丁目	35番の7地まで (参考図参照)	旧	3.63	116.17
			新	5.81	116.17
西成区 第370号線	西成区北津守2丁目 23番の3地から 同区同2丁目		旧	8.55 ～13.57	30.10
			新	10.79	30.10

	24番の1地まで (参考図参照)	~ 13.57
--	---------------------	---------

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

路線名	区間	供用開始の期日
扇町中学 東筋線	北区扇町2丁目 66番の2地から 同区同2丁目 66番の2地まで (参考図参照)	告示の日
北区役所 前通線	北区扇町2丁目 66番の2地から 同区同2丁目 66番の2地まで (参考図参照)	告示の日
北区 第214号線	北区豊崎3丁目 7番の16地から 同区同3丁目 7番の17地まで	告示の日
北区 第244号線	北区豊崎3丁目 7番の15地から 同区同3丁目 7番の15地まで	告示の日
浪速区 第2813号線	浪速区難波中2丁目 120番地から 同区同2丁目 120番地まで (参考図参照)	告示の日
浪速区 第9033号線	浪速区難波中2丁目 121番地から	告示の日

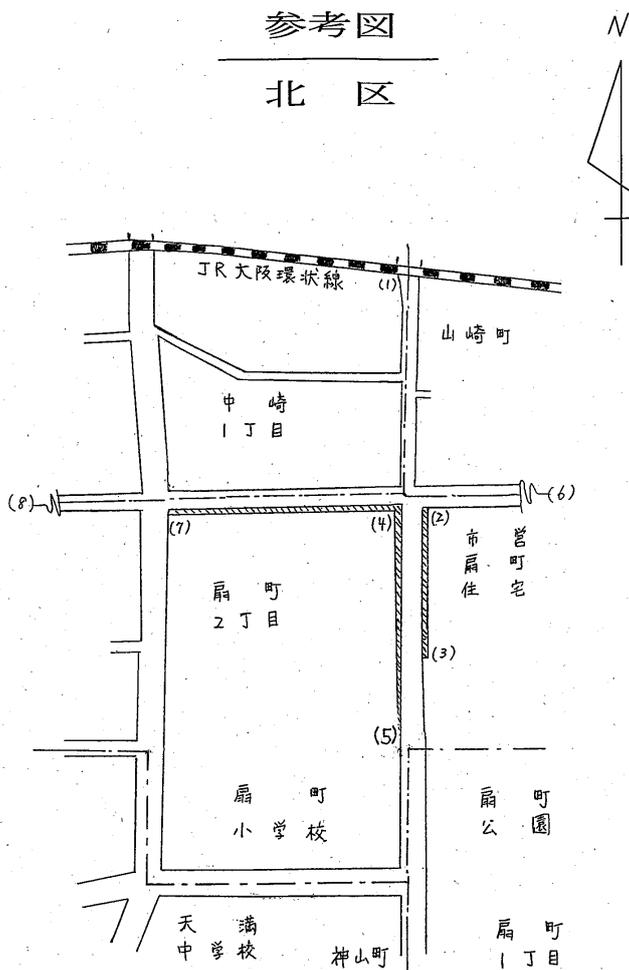
	同 区同 2丁目 121番地まで (参考図参照)	
浪 速 区 第 9 0 4 6 号 線	浪速区敷津東1丁目 126番地から 同 区同 1丁目 126番地まで (参考図参照)	告 示 の 日
浪 速 区 第 9 0 5 1 号 線	浪速区敷津東3丁目 121番地から 同 区同 3丁目 121番地まで (参考図参照)	告 示 の 日
浪 速 区 第 9 0 5 5 号 線	浪速区敷津東1丁目 125番地から 同 区同 3丁目 120番地まで (参考図参照)	告 示 の 日
阿 倍 野 区 第 1 0 5 8 号 線	阿倍野区天王寺町北3丁目 128番の3地から 同 区同 3丁目 128番の3地まで (参考図参照)	告 示 の 日
住 吉 区 第 1 3 7 8 号 線	住吉区苅田9丁目 35番の6地から 同 区同 9丁目 35番の6地まで (参考図参照)	告 示 の 日
	住吉区苅田9丁目 35番の7地から 同 区同 9丁目 35番の7地まで (参考図参照)	告 示 の 日
住 吉 区 第 1 3 9 2 号 線	住吉区苅田9丁目 35番の7地から 同 区同 9丁目 35番の7地まで (参考図参照)	告 示 の 日

西成区 第370号線	西成区北津守2丁目	告示の日
	同区同 2丁目 23番の3地から 24番の1地まで (参考図参照)	

(建設局管理部管理課)

参考図

北区



凡例



新たに道路となる部分



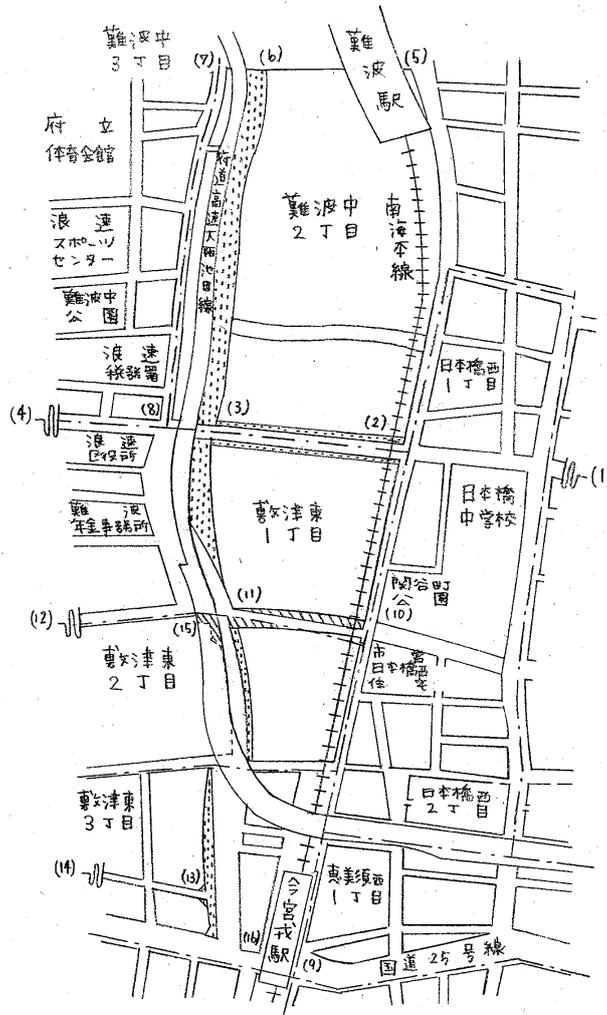
町丁界

説明

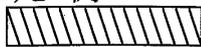
扇町中学東筋線(1)(5)間のうち(2)(3)間及び(4)(5)間を区域変更する。

北区役所前通線(6)(8)間のうち(4)(7)間を区域変更する。

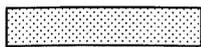
参考図 浪速区



凡例



新たに道路となる部分



供用開始する部分

----- 町丁界

説明

浪速区第2813号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を供用開始する。

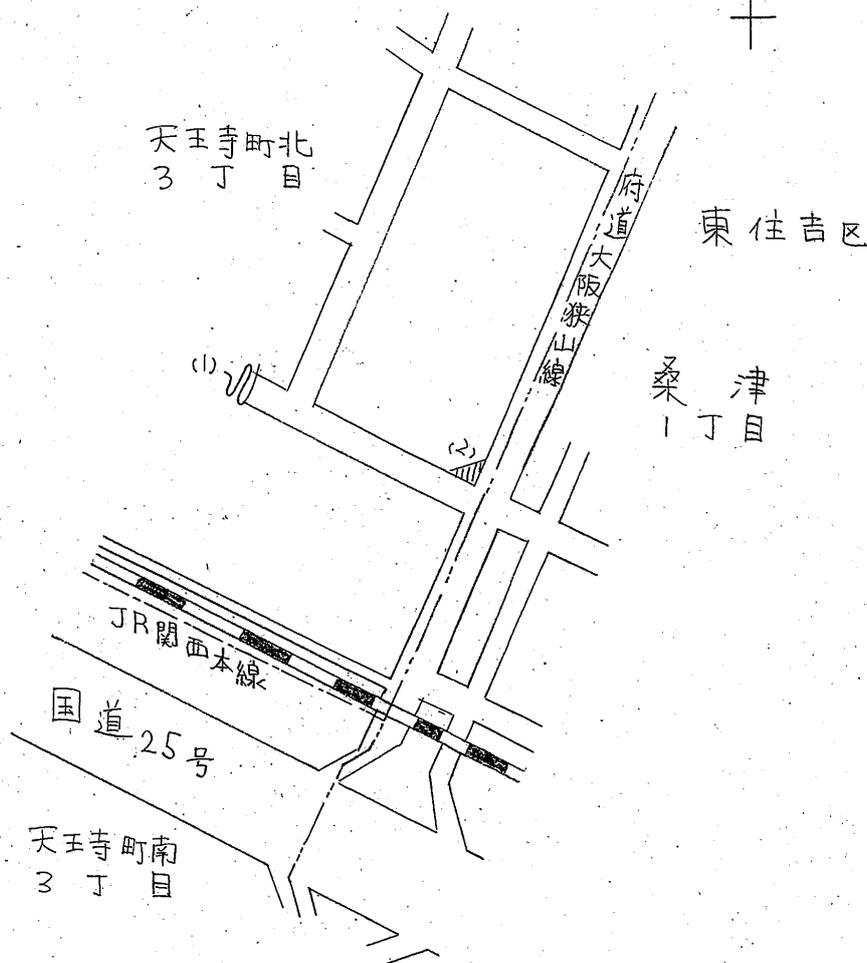
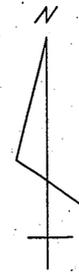
浪速区第9033号線(5)(9)間〔(6)(3)間及び(7)(8)間を経る〕のうち、(6)(3)間を供用開始する

浪速区第9046号線(10)(12)間のうち(10)(11)間を区域変更する。

浪速区第9051号線(13)(14)間のうち(13)部分を区域変更する。

浪速区第9055号線(3)(16)間のうち(15)部分を区域変更し、(3)(16)間を供用開始する。

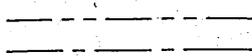
参考図 阿倍野区



凡例



新たに道路となる部分

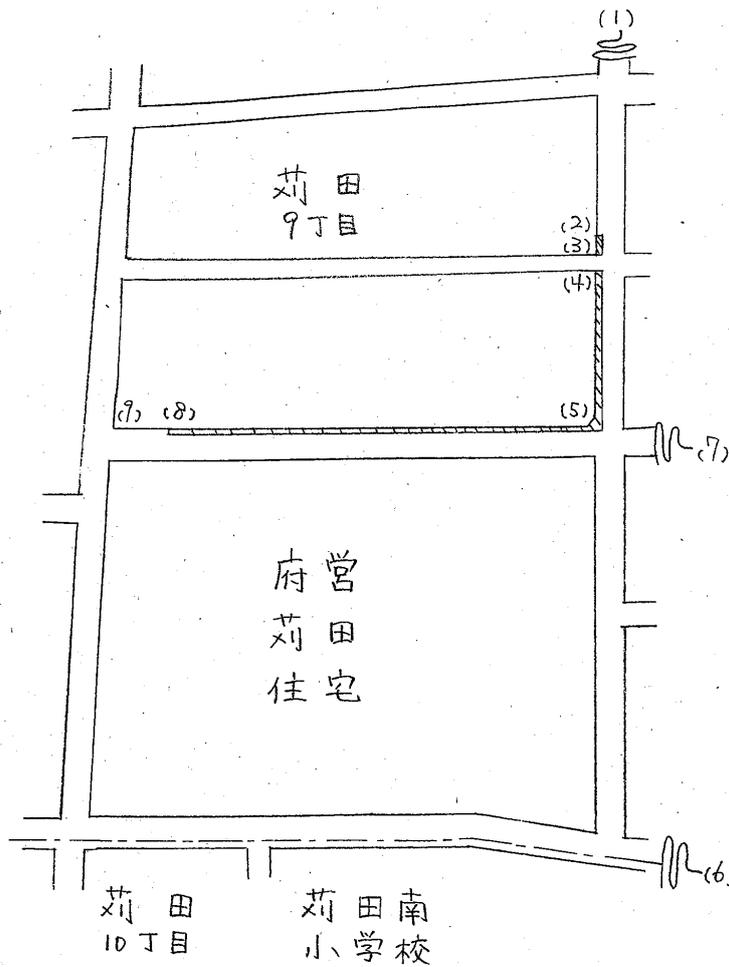
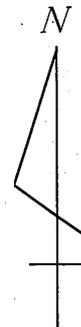


区界
町丁界

説明

阿倍野区第1058号線(1)(2)間のうち(2)部分を区域変更する。

参考図 住吉区



凡例



新たに道路となる部分



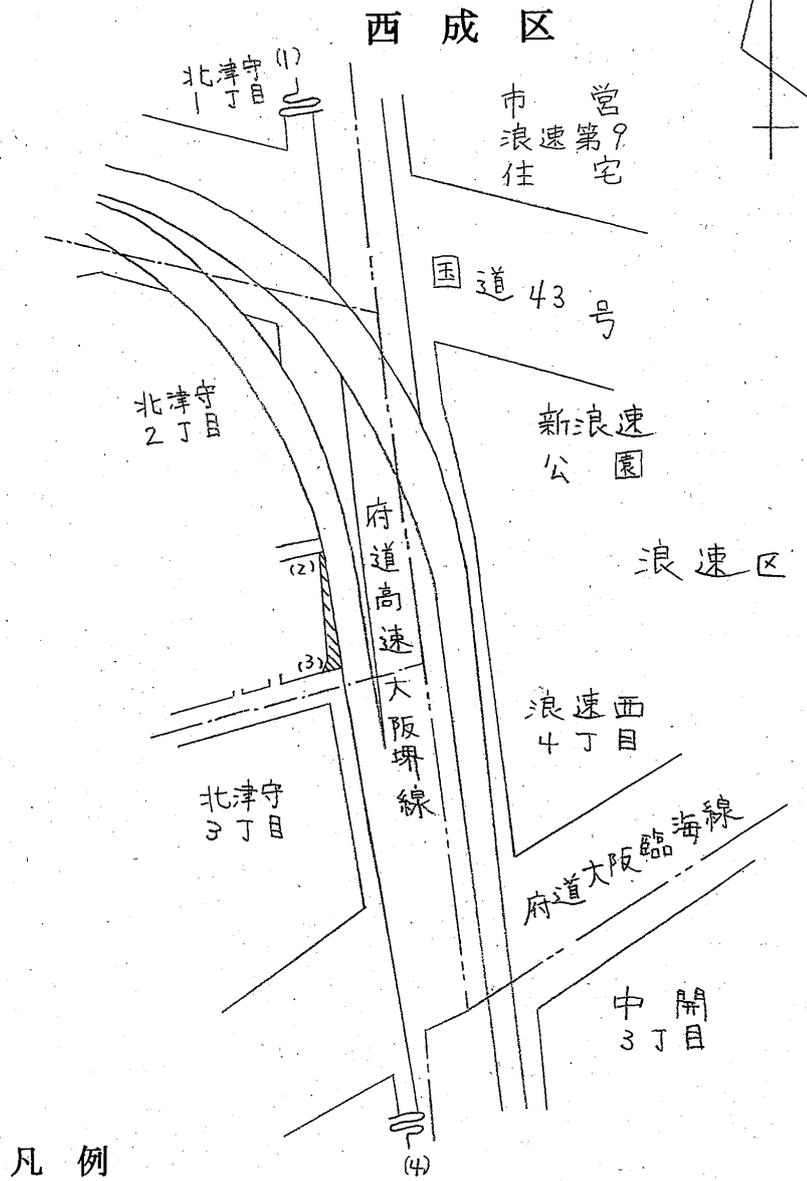
町丁界

説明

住吉区第1378号線(1) (6)間のうち(2) (3)間、及び(4) (5)間を区域変更する。

住吉区第1392号線(7) (9)間のうち(5) (8)間を区域変更する。

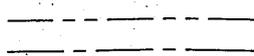
参 考 図



凡 例



新たに道路となる部分



区界
町丁界

説 明

西成区第370号線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 部分を区域変更する。

大阪市告示第392号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時休業及び臨時開業の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

1 臨時休業

施設名	月 日
舞洲野球場	平成24年4月4日（水）
	平成24年4月12日（木）
	平成24年4月26日（木）から同年4月27日（金）

2 臨時開業

施設名	月 日
舞洲体育館	平成24年4月10日（火）
舞洲野球場	平成24年4月3日（火）
	平成24年4月10日（火）
	平成24年4月24日（火）

(港湾局総務部集客施設担当)

大阪市告示第393号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第4条第2項の規定により、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
舞洲運動広場 (運動場)	平成24年4月3日（火）	午前7時から午後10時まで
	平成24年4月13日（金）	
	平成24年4月17日（火）	
	平成24年4月27日（金）	

(港湾局総務部集客施設担当)

大阪市告示第394号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱

金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 3月30日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店舗名	所在地	指定日
三井住友信託銀行株式会社	あべの支店	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1丁目3番15号	平成24年 4月2日
	大阪中央支店	〒541-0041 大阪市中央区北浜 2丁目2番21号	
	難波中央支店	〒542-0076 大阪市中央区難波 3丁目7番17号	
	阪急梅田支店	〒530-0017 大阪市北区角田町 8番47号	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第395号

次の金融機関について、名称変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 3月30日

大阪市長 橋 下 徹

	金融機関名	所在地	変更日
変更前	住友信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社	〒100-8233 東京都千代田区丸の内 1丁目4番1号	平成24年 4月1日
変更後	三井住友信託銀行株式会社		

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第396号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭

和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店 舗 名	所在地		変更日
あおぞら銀行	梅田支店	変 更 前	〒530-0017 大阪市北区角田町8番47号	平成24年 4月16日
		変 更 後	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番12号	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第397号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第8項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店 舗 名	所在地		変更日
ミレ信用組合	南大阪支店	変 更 前	〒595-0811 大阪府泉北郡忠岡町忠岡北 1丁目1番18号	平成24年 5月21日
		変 更 後	〒593-8324 大阪府堺市西区鳳東町 5丁451番地1	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第398号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第8項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋 下 徹

金融機関名	店舗名	所在地	取消日	継承店
中央三井信託 銀行株式会社	あべの 支店	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1丁目3番15号	平成24年 4月1日	三井住友信託 銀行株式会社 あべの支店
	大阪支店	〒541-0041 大阪市中央区北浜 2丁目2番21号		三井住友信託 銀行株式会社 大阪中央支店
	難波中央 支店	〒542-0076 大阪市中央区難波 3丁目7番17号		三井住友信託 銀行株式会社 難波中央支店
	阪急梅田 支店	〒530-0017 大阪市北区角田町 8番47号		三井住友信託 銀行株式会社 阪急梅田支店

(会計室会計管理担当)

大阪市水道局告示第22号

次の委託について、平成24年3月31日付けで委託を終了するので、告示する。

平成24年3月30日

大阪市水道局長 井上裕之

1 受託者

株式会社 大阪水道総合サービス

代表取締役 山田豊実

2 委託開始期日

平成20年7月1日

3 委託事務内容

民間共同住宅における料金等の各戸収納に関する事務

(水道局総務部お客さまサービス課)

公 告

大阪市公告第61号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年3月30日

大阪市長 橋下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 A T Cビル I T M棟6階
 大阪市建設局総務部経理課
 電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか2自転車保管所古自転車等-2	3山
②	南港ほか3自転車保管所古自転車等-2	4山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時	保管場所	所在地
①	4月18日 (水) 午前10時から 午後5時まで	安田保管所	鶴見区安田2丁目5番16号
		大宮保管所	旭区大宮1丁目1番32号
		長吉南保管所	平野区长吉長原東1丁目2番先
②	4月18日 (水) 午前10時から 午後5時まで	南港保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
		西島保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
		新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近
		北港保管所	此花区北港2丁目1番付近

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課 電話 06-6615-6684
 F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年4月17日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること
- 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所
 - (1) 受付期間 本公告の日から平成24年4月17日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後1時から午後1時45分までを除く。）
 - (2) 受付場所 上記1に同じ。
- 6 入札参加資格の審査等
 - (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること
 - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17（2）にある本人確認書類を必ず持参すること
- 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成24年4月17日（火）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
- 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ。
- 9 入札保証金
免除
- 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること。
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 11 入札執行場所
ATCビルITM棟 6階 大阪市建設局入札室
- 12 入札執行日時
 - ① 平成24年4月19日（木） 午前10時
 - ② 平成24年4月19日（木） 午前10時30分
- 13 入札の方法
 - (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。
 - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
- 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)



大阪市人事委員会公告第4号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）から届出のあった登録事項の変更（役員の住所変更）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成24年3月30日

大阪市人事委員会
委員長 西村捷三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における役名	所属名	職名	氏名	住所
執行委員長	西成区役所	事務	比嘉 一郎	大阪市東住吉区田辺 2-5-6-405
副執行委員長	環境局	事務	岩中 伸晃	大阪市東淀川区井高野 1-2-2-101
	環境局	事務	嶋崎 淑美	大阪市住吉区长居 3-2-26-702
	建設局	事務	南部 芳昭	大阪府大阪狭山市 池尻自由丘1-12-28
	健康福祉局	福祉	山口 勝己	大阪市北区長柄東 3-2-41
書記長	経済局	事務	宮崎 正	大阪市住吉区杉本 1-5-10
執行委員	福島区役所	事務	大下 美智代	大阪府大阪狭山市 東池尻3-921-12
	生野区役所	事務	尾古貴 美子	大阪府松原市天美東 7-63-105
	教育委員会 事務局	社会教育 主事補	姜 清淑	大阪市生野区巽北 4-1-3

	西成区役所	事務	木村 ひとみ	大阪府寝屋川市神田町 10-1-605
	此花区役所	事務	黒田 悦治	大阪市旭区新森 2-21-23
	淀川区役所	事務	田中 浩二	大阪府茨木市白川 3-1-1-203
	鶴見区役所	事務	徳野 尚	大阪市城東区新喜多 1-2-7-1107
	港区役所	事務	仁井 宏有	大阪府和泉市繁和町 10-35
	市職本部	組合職員	比留間 稔史	大阪市東成区中本 5-12-26-801
	阿倍野区役所	事務	三宅 浩司	大阪市淀川区木川西 4-4-16-411
	住吉区役所	事務	山田 俊文	大阪府東大阪市足代 1-7-14
特別選出 執行委員	市職本部	組合職員	徳永 秀昭	大阪府泉南郡熊取町 野田 3-1355-1
	市職本部	組合職員	廣石 健次	大阪市住吉区庭井 1-14-12
	市職本部	組合職員	山下 博司	兵庫県西宮市西宮浜 4-11-6-301
	建設局	技術 (土木)	山本 善久	大阪市天王寺区細工谷 2-11-10

2 登録年月日

平成24年 3月16日

(監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課)

達

達第 2 号

大阪市同和対策協議会規程（昭和43年達第13号）は、廃止する。

平成24年 3月30日

大阪市長 橋 下 徹

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

正 誤

大阪市公報第5547号（平成23年10月14日）正誤表

ページ	行	誤	正
18	4行目	2間	2年間
26	33行目	廃止したも	廃止したもの
55	11行目	こと。	こと